

日 時 平成27年5月19日(火) 午前10時 開 会

出席議員 (16人)

1番 北山一衛	2番 三上廣大
3番 高橋美紀子	4番 今大介
5番 工藤禎子	6番 佐々木隆
7番 後藤秀憲	8番 工藤和行
9番 大久保朝泰	10番 大溝雅昭
11番 工藤和子	12番 福士幸雄
13番 工藤俊広	14番 村上啓二
15番 中田博文	16番 村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長 高 樋 憲	副 市 長 有 馬 喜代史
総 務 部 長 成 田 耕 作	企 画 財 政 部 長 後 藤 善 弘
健康福祉部長兼 福祉事務所長 奈良岡 和 保	農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 永 田 幸 男
建 設 部 長 工 藤 伸太郎	政策連携推進監兼 政策連携推進室長 種 市 齊
人 事 課 長 鳴 海 淳 造	企 画 課 長 千 葉 毅
財 政 課 長 鈴 木 正 人	国保年金課長 五十嵐 茂 幸
福祉総務課長 鎌 田 幸 男	農 林 課 長 兼 バイオ技術センター次長 中 田 憲 人
土 木 課 長 鳴 海 真 一	都 市 建 築 課 長 真 土 亨
農業委員会事務局長 高 谷 倉 英	選挙管理委員会 委 員 長 乘 田 兼 雄
選挙管理委員会 事 務 局 長 山 谷 博 文	監 査 委 員 廣 瀬 左喜男
教 育 委 員 会 委 員 長 村 上 良 子	教 育 長 阿 保 淳 士
教 育 部 長 兼 市民文化会館長 玉 田 純 一	学 校 教 育 課 長 藤 田 克 文
黒石病院 事 業 管 理 者 柿 崎 武 光	黒 石 病 院 事 務 局 長 小 林 清一郎

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成27年第1回黒石市議会臨時会議事日程 第1号

平成27年5月19日(火) 午前10時 開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 副議長の選挙
- 第7 常任委員会委員の選任
- 第8 議会運営委員会委員の選任
- 第9 津軽広域連合議会議員の選挙
- 第10 黒石地区清掃施設組合議会議員の選挙
- 第11 弘前地区消防事務組合議会議員の選挙
- 第12 黒石市農業委員会委員の推薦について
- 第13 報告第10号 平成26年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第14 報告第11号 平成26年度黒石市下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第15 報告第12号 黒石市税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第16 報告第13号 黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 報告第14号 平成26年度黒石市一般会計補正予算(第16号)について
- 第18 報告第15号 平成26年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第19 報告第16号 平成26年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第5号)について
- 第20 報告第17号 平成26年度黒石市観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第21 報告第18号 平成26年度黒石市簡易水道特別会計補正予算(第3号)について
- 第22 報告第19号 平成26年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算(第2号)について
- 第23 報告第20号 平成26年度黒石市水道事業会計補正予算(第4号)について
- 第24 報告第21号 平成26年度黒石市下水道事業会計補正予算(第3号)について

- 第25 報告第22号 権利の放棄について
- 第26 議案第54号 松の湯交流館条例制定について
- 第27 議案第55号 黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第28 議案第56号 平成27年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第57号 平成27年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 第30 議案第58号 監査委員の選任について

市長提案理由説明

- 第31 議員提出議案第2号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第32 黒石市議会改革推進特別委員会設置について
- 第33 黒石市議会だより編集特別委員会設置について
- 日程追加 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程追加 各特別委員会の閉会中の継続審査の件

出席した事務局職員職氏名

事務局 長	長谷川 直 伸
次 長	三 上 亮 介
次長補佐兼議事係長	村 元 裕
主 事	櫛 引 亮 兵

会議の顛末

午前10時03分 開 会

◎事務局長（長谷川直伸） おはようございます。今臨時会は、一般選挙後初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、村上隆昭議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

村上隆昭議員、どうぞ議長席の方へお願いいたします。

（臨時議長着席）

◎臨時議長（村上隆昭） 地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、平成27年第1回黒石市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

◎臨時議長（村上隆昭） 日程第1 仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎臨時議長（村上隆昭） 日程第2 議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎臨時議長（村上隆昭） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配布）

◎臨時議長（村上隆昭） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎臨時議長（村上隆昭） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

◎臨時議長（村上隆昭） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

職員より点呼を命じます。

（点呼）

（各員投票）

◎臨時議長（村上隆昭） 投票漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎臨時議長（村上隆昭） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎臨時議長（村上隆昭） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大溝雅昭議員、佐々木隆議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

開票いたします。

(開票)

◎臨時議長（村上隆昭） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

北山一衛議員 9票

佐々木隆議員 6票

工藤禎子議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、北山一衛議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました北山一衛議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

当選人の北山一衛議員に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

登壇

◎議長（北山一衛） お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の御推挙によりまして黒石市議会議長に選任いただきましたことは、私にとりましてまことに光栄であり身の引き締まる思いであります。謹んで厚くお礼申し上げます。

本市を取り巻く環境は、今年度全会計黒字化に向け取り組んでいるものの、今後逼迫した財政運営が続きままだまだ予断を許さない財政状況下にあります。従来にも増して選択と集中により施策の重点化を図り、真に必要な事業については強力で推進していく必要があります。議会といたしましても全国・県・市議会議長等を通じて、国・県等に対して財源の充実を強く求め、議会の持つ政策提言機能や行財政運営に対する議会の監視機能を最大限に発揮して持続可能な行財政基盤を確立していかなければなりません。

一方、本市議会では昨年第1回定例会において、議会が市民の負託に応え市民福祉の向上及

び市政の発展に寄与することを目的とする黒石市議会基本条例が制定されました。このたびの議会改選を機に検証を行い、一つ一つ実践に移していかなければなりません。また二元代表制の一翼を担う市議会といたしましては、市民に信頼される議会を構築するため今後も絶えず市民の声に耳を傾けるとともにさまざまな課題に対して議論を交わしていかなければなりません。そのためにも議会機能の充実・強化を図るとともに不断の努力で議会改革をさらに推し進めていかなければなりません。

もとより微力でございますが、これまで培ってきた経験を生かしつつ皆様方の暖かいお力添えを賜りまして議会運営の一層の充実と元気で安全・安心な黒石の実現に向けて至誠一貫この大任を果たしていく所存でございます。議員各位はもとより高樋市長を初め市当局の皆様におかれましては、何とぞ格別の御支援と御協力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げまして議長就任に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

降壇

◎臨時議長（村上隆昭） それでは、議長と交代いたします。

(臨時議長退席、議長着席)

◎議長（北山一衛） 日程第3 議席の指定を行います

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を職員に朗読させます。

◎事務局長（長谷川直伸）

1番 北山一衛 議員	2番 三上廣大 議員
3番 高橋美紀子 議員	4番 今大介 議員
5番 工藤禎子 議員	6番 佐々木 隆 議員
7番 後藤秀憲 議員	8番 工藤和行 議員
9番 大久保朝泰 議員	10番 大溝雅昭 議員
11番 工藤和子 議員	12番 福士幸雄 議員
13番 工藤俊広 議員	14番 村上啓二 議員
15番 中田博文 議員	16番 村上隆昭 議員

◎議長（北山一衛） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎議長（北山一衛） 移動をお願いいたします。

◎議長（北山一衛） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において2番三上廣大議員、16番村上隆昭議員を指名いたします。

◎議長（北山一衛） 日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議長（北山一衛） この際、諸般の報告をいたします。

まず、議長、事務局長において第67回東北市議会議長会定期総会に出席いたしましたので、別紙のとおり御報告いたします。

次に、監査委員から定期監査報告が提出されました。よって、その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

◎議長（北山一衛） 日程第6 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎議長（北山一衛） ただいまの出席議員数は16人です。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配布）

◎議長（北山一衛） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

◎議長（北山一衛） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

職員より点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

◎議長（北山一衛） 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長（北山一衛） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番大溝雅昭議員、6番佐々木隆議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

開票いたします。

(開票)

◎議長（北山一衛） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

工藤俊広議員 10票

工藤和子議員 5票

工藤禎子議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、工藤俊広議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました工藤俊広議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

当選人の工藤俊広議員に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

登壇

◎副議長（工藤俊広） ただいま議員各位の選任によりまして副議長の大任を拝することになりました工藤俊広でございます。二元代表制を基軸とした一翼を担うこの議会。しっかりと議員各位と協力をしながらチェック機能を果たしていきたいとそのように思っております。

当市における27年度黒字化、必須の目標であります。しかしながら、自主財源に乏しい当市におきまして、議会、行政、そして市民、この全てが協力し合いながらこの黒石に住んでいて良かったとそう言っていただける黒石市の構築のために、議長と議員各位、皆様と力を合わせながら邁進していく所存でございます。どうぞ精いっぱい頑張ってもらいますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

（拍手）

降壇

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前11時32分 開議

◎議長（北山一衛） 休憩前に引き続き会議を開きます。7番後藤秀憲議員。

◎7番（後藤秀憲） 議事進行について。

今の休憩の理由をちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、何か理由があって休憩したんでしょうか。

◎議長（北山一衛） あくまでも2人以上から休憩の要請がありましたので、休憩をいたしました。以上であります。5番工藤禎子議員。

（「議事続行」と呼ぶ者あり）

（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

◎5番（工藤禎子） 確かに2人以上からあると議長はそれを判断して認めることができるわけなんですけれども、暫時休憩の理由がどこにあったのかということが非常にわかりにくいわけですね。県からも聞きましたけれども、あまり前例がない対応だということなんです。ですから、本来もっと事前に調整すべきことなのかどうかわかりませんが、私はやっぱりちょっと私物化したんじゃないかなというふうに思われても仕方がないというふうに思います。議会改革やそれぞれ新議長、副議長もそれぞれ二元代表制も含めて、あるいは議員の声を聞くことも含めて、議会改革、議会基本条例やってるわけですから、その精神からちょっと今回

は横暴かなという、外れるかなというふうな対応のように感じました。

もし、答えていただければ休憩をかけた当事者の方からお聞きしたいというふうに思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) この問題に関しましては個々の問題になりますので、あくまでも議会の運営その内容は個々に聞いてもらいたいと。これをもって議事を進めたいと思います。以上であります。

私語を慎むようにお願いします。

◎議長(北山一衛) 日程第7 常任委員会委員の選任を議題といたします。

(「数の横暴だ」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) お諮りいたします。

常任委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において今大介議員、高橋美紀子議員、工藤和行議員、佐々木隆議員、村上啓二議員、福士幸雄議員、以上6人を総務教育常任委員会委員に。

三上廣大議員、大溝雅昭議員、北山一衛議員、工藤和子議員、村上隆昭議員、以上5人を経済建設常任委員会委員に。

大久保朝泰議員、工藤俊広議員、後藤秀憲議員、工藤禎子議員、中田博文議員、以上5人を民生福祉常任委員会委員に、それぞれ指名いたします。

◎議長(北山一衛) 日程第8 議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、今大介議員、工藤和行議員、大溝雅昭議員、佐々木隆議員、後藤秀憲議員、村上啓二議員、以上6人を指名いたします。

◎議長(北山一衛) この際、各委員会において、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

午前11時36分 休 憩

午後 1時03分 開 議

◎議長(北山一衛) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会において、正副委員長が互選されましたので報告いたします。

総務教育常任委員会委員長 工藤和行議員、副委員長 今大介議員。
経済建設常任委員会委員長 大溝雅昭議員、副委員長 三上廣大議員。
民生福祉常任委員会委員長 大久保朝泰議員、副委員長 工藤禎子議員。
議会運営委員会委員長 村上啓二議員、副委員長 工藤和行議員。
以上であります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

先ほど、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。

この際、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議長（北山一衛） 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件については、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第9 津軽広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

本件は、津軽広域連合議会議員2名について選任することになります。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎議長（北山一衛） ただいまの出席議員数は16人です。
投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配布）

◎議長（北山一衛） 投票用紙の配付漏れありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

（投票箱点検）

◎議長（北山一衛） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

職員より点呼を命じます。

（点呼）

（各員投票）

◎議長（北山一衛） 投票漏れありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎議長（北山一衛） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番大溝雅昭議員、6番佐々木隆議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

開票いたします。

（開票）

◎議長（北山一衛） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

後藤秀憲議員 6票

村上隆昭議員 5票

大溝雅昭議員 5票

以上のとおりであります。

すなわち、後藤秀憲議員は当選であります。村上隆昭議員、大溝雅昭議員の得票が同数であり、しかもその得票は法定得票数の2票を超えております。

よって地方自治法第118条第1項の規定により準用する公職選挙法第95条の規定によって当選者はくじで決定することになりました。

くじの手續について申し上げます。くじは被選挙人が議場におられますので、被選挙人にお引きを願うことにいたします。まず、くじを引く順番をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにいたします。

なおくじは赤が先、赤が当選であります。

以上御了承願います。

村上隆昭議員、大溝雅昭議員、登壇を願います。

まず、くじ引きを引く順序をお決め願います。

(二人同時にくじを引く)

◎議長(北山一衛) ただいまのくじの結果、村上隆昭議員が先にくじを引くことになりました。

よって、村上隆昭議員、くじをお引き願います。

(村上隆昭議員、くじを引く)

◎議長(北山一衛) 次に、大溝雅昭議員、くじをお引き願います。

(大溝雅昭議員、くじを引く)

◎議長(北山一衛) くじの結果を報告いたします。

村上隆昭議員が当選のくじを引かれました。

よって、後藤秀憲議員と村上隆昭議員が津軽広域連合議会議員に当選されました。

ただいま津軽広域連合議会議員に当選されました後藤秀憲議員、村上隆昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

まず最初に、後藤秀憲議員より当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

登壇

◎7番(後藤秀憲) ただいま選ばれました後藤秀憲でございます。

広域は初めてでございますけれども皆様方の御協力のほどをよろしくお願い申し上げまして、

一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(拍手)

降壇

◎議長(北山一衛) 次に、村上隆昭議員より当選承諾の御挨拶をお願ひいたします。

登壇

◎16番(村上隆昭) くじが強いかわ弱いかわ試すために引かせていただきました。これで私の将来がそんなに悪くないかと、そういう感じを抱いたところでもございます。

広域連合はそれぞれの地域の特性を生かしながら連携を保ち、そして圏域の発展のために努力をしていかなければならない立場にございます。同じ浅瀬石出身の後藤さんと仲良くしながら努力を重ねてまいりたいと思いますので、皆様方の御協力のほどよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

降壇

◎議長(北山一衛) 日程第10 黒石地区清掃施設組合議会議員の選挙を議題といたします。

本件は、黒石地区清掃施設組合議会議員2名について選任することになります。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎議長(北山一衛) ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配布)

◎議長(北山一衛) 投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

◎議長(北山一衛) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願ひます。

職員より点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

◎議長(北山一衛) 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長(北山一衛) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番大溝雅昭議員、6番佐々木隆議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

開票いたします。

(開票)

◎議長(北山一衛) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

今大介議員 10票

高橋美紀子議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、今大介議員、高橋美紀子議員が黒石地区清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま黒石地区清掃施設組合議会議員に当選されました 今大介議員、高橋美紀子議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

まず最初に、今大介議員より当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

登壇

◎4番(今大介) ただいま決まりました今大介です。

精いっぱい頑張ります。よろしくをお願いします。

(拍手)

降壇

◎議長(北山一衛) 次に、高橋美紀子議員より当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

登壇

◎3番（高橋美紀子） 選出いただきありがとうございます。何しろ新人なもので初めての経験で今のような状態です。

環境バイオマス、また産業廃棄物などは以前から興味を持ち勉強させていただいておりました。この場でまた学びを続けながら市民の皆様のために尽力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞ今後もよろしくお願いいたします。

（拍手）

降壇

◎議長（北山一衛） 日程第11 弘前地区消防事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

本件は、弘前地区消防事務組合議会議員2名について選任することになります。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎議長（北山一衛） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配布）

◎議長（北山一衛） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

◎議長（北山一衛） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

職員より点呼を命じます。

（点呼）

（各員投票）

◎議長（北山一衛） 投票漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長（北山一衛） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番大溝雅昭議員、6番佐々木隆議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

開票いたします。

(開票)

◎議長（北山一衛） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

工藤和行議員 9票

福士幸雄議員 6票

大久保朝泰議員 1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、工藤和行議員、福士幸雄議員が弘前地区消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま弘前地区消防事務組合議会議員に当選されました工藤和行議員、福士幸雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

まず最初に、工藤和行議員より当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

登壇

◎8番（工藤和行） ただいま弘前地区消防事務組合議会議員に選出いただきました工藤和行であります。

黒石市民にとりまして重要なこの消防という議会の場に出させていただきますことは、身に余る光栄であるとともに大きな責任を感じているところであります。これからもこの責任を果たせるよう頑張ってまいりますので、ぜひ叱咤激励のほどをお願い申し上げ、当選の挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

(拍手)

降壇

◎議長（北山一衛） 次に、福士幸雄議員より当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

登壇

◎12番（福士幸雄） ただいま推選いただきました福士幸雄でございます。

今防災ということを行いますと、大変厳しいものがございます。いずれにいたしましても私も元消防団員でございました。しかしながら今回消防事務組合ということでは初めてであります。しかしながら皆さん方の特段の御協力をいただきながら責任を全うしたいとそう思いますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

（拍手）

降壇

◎議長（北山一衛） 日程第12 黒石市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

農業委員会委員の推薦については、議会は推薦しないことにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、農業委員会委員の推薦については、議会は推薦しないことに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第13 報告第10号から、日程第30 議案第58号まで、合わせて18件を一括上程いたします。

この際、理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

登壇

◎市長（高樋憲） それでは提案理由の説明に当たり、まず最初に、去る4月26日に行われました市議会議員選挙におきまして市民の皆様方の期待と信任を得られ見事に御当選されました議員各位に心からお祝いを申し上げますところであります。また、このたび議長に北山一衛議員、副議員に工藤俊広議員が選出されました。市政全般にわたり一層の御指導いただきますようお願い申し上げますところであります。

さて私は、里山を活用した6次産業プラス1で田園観光産業都市を目指し、市民との対話を重視しながら元気で安心な自立した誇れるふるさと黒石を作るため努力しております。しかしながら市の財政状況は依然として厳しい状況が続いており、市政の課題が山積している中で財政健全化を最優先として取り組んでいるところであります。この厳しい行財政環境を踏まえつつ、市の将来的な発展に向けて諸施策を推進してまいりますので、市民初め議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回の臨時会に提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。案件は「専決処分事項の報告及び承認について」並びに「平成27年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計補正予算」など18件であります。

最初に報告第10号は処分第6号「平成26年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。資本費平準化債の利率見直しに係る借りかえに伴い、歳入歳出とも380万円を追加し、予算の総額を2,630万7,000円としたものであります。

報告第11号は処分第7号「平成26年度黒石市下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。資本費平準化債の利率見直しに係る借りかえに伴い、資本金収入及び支出をそれぞれ1億430万円追加し、予算の総額を7億9,004万5,000円としたものであります。

報告第12号の処分第8号「黒石市税条例等の一部を改正する条例制定について」及び報告第13号の処分第9号「黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は地方税法等の一部改正に伴いそれぞれ所要の改正をしたものであります。

報告第14号は処分第10号「平成26年度黒石市一般会計補正予算（第16号）について」であります。事業費の確定に伴い予算の調整を行った結果、歳入歳出それぞれ1億1,632万7,000円を減額し、予算の総額を170億8,870万4,000円としたものであります。まず最初の主なものであります。2款総務費で減債基金積立金を1億5,755万8,000円追加し、市税還付金を759万6,000円減額、3款民生費では臨時福祉給付金給付事業費4,898万1,000円、児童措置費扶助費1,407万1,000円、生活保護費扶助費2,000万円を減額し、4款衛生費では病院事業会計補助金を9,069万3,000円追加し、黒石市避難施設再生可能エネルギー等導入事業費を2,221万9,000円減額、6款農林水産業費では青年就農給付金事業費1,612万5,000円、経営体育成支援事業費3,080万4,000円を減額、8款土木費では除雪対策費1億343万円、道路維持費1,994万2,000円を減額いたしました。次に歳入の主なるものであります。1款市税で8,044万5,000円、6款地方消費税交付金で2,605万円、9款地方交付税で1億846万3,000円などを追加し、13款国庫支出金で4,846万1,000円、14款県支出金で5,706万8,000円、17款繰入金で財政調整基金繰入金2億2,800万1,000円、20款市債で3,100万円などを減額いたしました。

報告第15号は処分第11号「平成26年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。事業費の確定に伴い歳入歳出とも2億5,426万3,000円を減額し、予算の総額を46億4,079万2,000円としたものであります。

報告第16号は処分第12号「平成26年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第5号）について」であります。事業費の確定に伴い歳入歳出とも1,452万9,000円を追加し、予算の総額を32億427万円としたものであります。

報告第17号は処分第13号「平成26年度黒石市観光施設事業特別会計補正予算（第2号）につ

いて」であります。事業費の確定に伴い歳入歳出とも60万8,000円を追加し、予算の総額を4,245万8,000円としたものであります。

報告第18号は処分第14号「平成26年度黒石市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について」であります。事業費の確定に伴い歳入歳出とも24万1,000円を減額し、予算の総額を2,362万8,000円としたものであります。

報告第19号は処分第15号「平成26年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第2号）について」であります。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出いずれも事業費の確定に伴い補正したものであります。収益的収入及び支出では収入を41万4,000円追加し、収入総額を48億6,550万8,000円といたしました。資本的収入及び支出では収入を3,219万2,000円追加し、収入総額を5億1,517万1,000円とし、支出を6,494万8,000円減額し、支出総額を6億5,797万1,000円としたものであります。

報告第20号は処分第16号「平成26年度黒石市水道事業会計補正予算（第4号）について」であります。事業費の確定に伴い収益的収入を530万2,000円追加し、収入総額を8億4,076万4,000円に、収益的支出を933万9,000円追加し、支出総額を8億2,938万5,000円としたものであります。

報告第21号は処分第17号「平成26年度黒石市下水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。収益支出、資本的収入及び支出、いずれも事業費の確定に伴い補正したものであります。収益的支出を3,102万3,000円減額し、支出総額を7億2,504万8,000円に、資本的収入及び支出では、収入支出とも1,516万2,000円を減額し、それぞれ総額を7億7,488万3,000円といたしました。

報告第22号は「権利の放棄について」であります。黒石病院診療料の権利の放棄に伴い黒石市債権管理条例に規定により報告するものであります。

議案第54号は「松の湯交流館条例制定について」であります。松の湯交流館の設置及び管理運営について必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものであります。

議案第55号は「黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」であります。黒石市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」の設置に伴い所要の改正をしようとするものであります。

議案第56号は「平成27年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計補正予算（第1号）」及び議案第57号「平成27年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）」はそれぞれ予算の総額を増額しようとするものであります。いずれも歳出は前年度繰上需要金で歳入には諸収入を計上しようとするものであります。

議案第58号は「監査委員の選任について」であります。黒石市監査委員のうち議員から選

任する監査委員の任期満了に伴い、後任の監査委員の選任について同意を求めるものであります。

以上、議案の概要を申し上げましたが、御審議の際詳しく御説明いたしますので、原案どおり御承認並びに御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

降 壇

◎議長（北山一衛） 日程第13 報告第10号 処分第6号 平成26年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第10号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第14 報告第11号 処分第7号 平成26年度黒石市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第11号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第15 報告第12号 処分第8号 黒石市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、報告第12号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第16 報告第13号 処分第9号 黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 国保税の限度額を引き上げるものなんですけれども、国保税の課税額そして後期高齢者支援金等の限度額を上げる。それから、介護保険の課税額の限度額も上げるわけなんですけれども、そのためにどれくらいの負担増って言いますかね、どれくらいになるのか。それから、もう一つは逆に保険税の軽減策の対象を広げるわけなんですけれども、2割から5割軽減、それからなかったものの2割軽減に広げるっていうふうにあるんですけれども、これの大体の対象世帯と減額の見込額をお知らせ願います。

◎議長(北山一衛) 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長(奈良岡和保) ただいまの国保税の改正によってどのくらいの負担増及び世帯数があるのかという件ですけれども、まず5割軽減、26年度は約820世帯対象となつてございますけれど、これが平成27年度は870世帯にふえるであろうと。所得基準の引き上げが2割軽減から今度は5割軽減に該当する世帯が、つまり50世帯ほどふえるというような見込みです。同じく2割軽減、これは所得基準の引き上げで軽減全くなしだった世帯が平成26年度で約740世帯あったんですけれども、平成27年度約750世帯を見込んでおります。ということで、

総世帯数でいきますと2割と5割に該当する世帯の、今度引き上げによって約60世帯ほどふえると見込んでおります。以上です。

(「限度額の引上げに対する負担増の件」と呼ぶ者あり)

(「答弁漏れがありますので、そのまま続けてください」と呼ぶ者あり)

◎健康福祉部長兼福祉事務所長(奈良岡和保) 国保税の増加の見込みなんですけども、まず医療分、全世帯6,210世帯中、該当世帯が約130世帯で増加額約135万円。後期分として約6,210世帯中、約50世帯が該当すると、増加額としては約55万円。それから介護分としては約3,750世帯中、約35世帯が該当するであろうと。増加額として約75万円。この医療・後期・介護分を合わせて約265万円ほど増加するというふうに見込んでおります。以上です。

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 専決といっても、今述べられたように市民に負担増がかかるものであります。一定の軽減策はあるとしても、例えば国民健康保険税の限度額が51万円だったものが52万円になります。それから後期高齢者支援金等の課税の限度が16万円から17万円。それから介護納付金課税額の限度額が14万円から16万円というふうになるわけなので、報告事項ではありますが市民の負担増ということもあって反対するものであります。

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件については、これを承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、報告第13号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第17 報告第14号 処分第10号 平成26年度黒石市一般会計補正予算(第16号)についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。15番中田博文議員。

◎15番(中田博文) 50ページ6目土木使用料占用料とあります。道路と法定外公共物とありますけれども、この減額とこの法定外公共物というものの内容等お尋ねいたします。

それとですね59ページ2目雑入の中の市広報紙広告料48万とあります。額がすごい少ないなということでこのものに対する努力どのようにしているのか。今後もっと増収を図っていくためにはどのような手だてを考えているのかお尋ねいたします。

それと、61ページ5目13節委託料。ぷらっと号バス停看板更新事業とありますけれども、減額になっている理由とですね、今回の市議選の中にあって柵ノ木4丁目方面と出石田方面の高齢の女性の方から、ぷらっと号こちらのほうにも通していただきたいという要望が強くあったものですので、このぷらっと号に関して検証とかそういうものこれからしていくのか、見直しのものと考えていくのかということをお尋ねいたします。

それとですね、64ページ総務費選挙費であります。1目の7節賃金、パートタイマー賃金減、この内訳と、それと市会議員の選挙において選挙管理委員会の中にあって臨時職員どれぐらい、延べ置いたのかということをお尋ねするとともに、投票に関して市民の声はですね、投票所が非常に暗いと、監視されてるような気持ちになって投票所には行きたくないという声結構あったものですから、選挙管理委員会でこの点をどのように改善していくか、考えていく気持ちがあるかということをお尋ねいたします。

それとですね、選挙の投票率が低い黒石市であります。投票率をもっと上げていくためには再度この議場でいろんな方から指摘ありますけれども、もっと考えていかなければさらに投票率は下がっていくのではないかと懸念するものでありますので、見解をお尋ねいたします。

それからですね、選挙管理委員会委員長乗田兼雄氏名で供託物返還の延期についての通知が私たち議員のほうに来ておりますけれども、これだけの文章でもものが送らさってきたにしても意味私たちはわからないということで、その委員会のほうでの今までの経緯と今後の日程的になどようになってくのかということをお答えできる内容で結構ですので答えできるものがあれば答えしていただきたいと思っております。

それから67ページです。3款の民生費、3目老人福祉費の中の高齢者世帯等除雪サービス事業、結果的には3月議会あたりでもこの件取り上げられておりますけれども、件数が異常に多いわけではありませんのでこの点、検証としてどのような対応なり考え方を持ったかということ

とをお尋ねいたします。

それから75ページ3目、除雪対策費であります。結果的には補正、補正ということで厳しい財政措置してきたわけでありましてけれども、この後どのようなことになるかということは自然任せでありますのでどうなるかわかりませんが、担当のほうの方の努力もあって直感的な感じでものを処理されております。非常に好感を持てる内容があったと思うのでありますけれども、やはりまだまだ細かい部分になるともっときめ細かい対応なり巡回をしていかなければいけないと思っておりますけれども、担当課の見解を問うものであります。

それと76ページであります。4目の中の15節、工事請負費案内板設置工事費、この内訳をお願いいたします。それとですね、このあいだかぐじ広場中町のほうの中をちょっと歩きながらいろんなものを見て回ったものでありますけれども、かぐじ広場のトイレの案内板が見つらい、そしてまた瓦の字でトイレではなくてかわやという字になっているわけでありましてけれども、果たしてこのかわやというものをどれぐらいの割合の方が理解してトイレだと思っただけでいくかということを疑問に思ったのであります。もう少しわかりやすいような字体で物事を看板を作るべきではないかなということを担当のほうに問うものであります。それとですね、市役所の中のほうのこの案内板もですね非常にちっちゃくて見つらい、わかりづらいという黒石市のお金がないのでちっちゃなものしかできないということになれば、それはそれでしょうがないのでありますけれども、もっと目立つような看板、工夫をしていかなければいけないと思っておりますけれども担当のほうの見解を問うものであります。以上です。

◎議長（北山一衛） 企画財政部長。

◎企画財政部長（後藤善弘） まず59ページの雑入の市の広報の広告料のことではあります、近年ですね、やはり景気動向それから事業所等の数の減少等で収入が雑入として減っております。そういう中にありましてですね、係のほう課のほうでですね新たに御協力いただけるところをさまざまな方法で当たっているわけですが、今後でもですね基本的な方針等も含めて今後新しい歳入確保に向けて努力してまいりたいと、研究していく所存であります。

それからぶらっと号の関係ですが、61ページの企画費の委託料ですね。この件につきましては以前、中田議員からお話しありまして、いろいろうちほうでも調査しております。問題はですね今弘南バスのほうにお願いしているわけですが、運営がぎりぎりの状況で人員的にもバスの台数に関してもコース設定等ぎりぎりの状態で進めてるということで、エリアを広げるとするとどこかカットしていくということにもなってくるわけでありまして。補助金を増額ということには今の財政状況からいって簡単にはいかないわけですが、いずれにしてもですねそういう要望があるということでございますので、地域公共交通会議というこういう公共交通を検討する会議がございまして。そういう中でも検討しながら全体的な路線バスそしてコミ

ユニティーバスであるふらっと号に関してもですね関連がありますので、総合的な視点から検討を図っていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（北山一衛） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（奈良岡和保） 67ページの老人福祉費の中の委託料、高齢者世帯等除雪サービス事業でございますけれども、これは当初100世帯ほど想定しておりましたけれども実施世帯は82世帯やっております。こちらのほうに関しては委託先の事業所で受け入れ、要は玄関から道路までの生活道路の除雪なんですけれども、そちらほうでも限度があるということでございます、1件でも多く実施したいというふうには思っておりますけれども、そちらのほう委託先のシルバー人材センターと今後も協議をしながら、なるだけ高齢者のサービスに努めてまいりたいと思っております。以上です。

◎議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（工藤伸太郎） まず歳入の50ページ、使用料の関係でございますけれども、道路の占有料に関しましてはNTTの電柱でございます。それから法定外公共物占有料になってございますのは、水路にかかる橋のことでございます。これらについて道路法施行令の一部改正により減額となったものでございます。

次に75ページのきめ細かい除雪について御説明いたします。平成26年度の出動回数は13回となっておりますが、その中で市の直営が6.8キロメートル、地元の委託業者が14.5キロメートル、歩道除雪のほうを管轄してございます。そのほかまたボランティア除雪に関しましては6路線3,400メートルの路線の排雪を2日間にわたってボランティアでやっただいているということもございます。また議員の御指摘がありました拡幅除雪につきましては、前々年度26回の1,104時間であったものが、前年度では41回2,078時間の延べ時間となり拡幅除雪を行っております。そのようにきめ細かな除雪に対して努力しているところでございます。

次に、案内板のことでございますけれども、案内板につきましては既存のサインの把握を含めて黒石駅、国道102号線からの誘導が重要と考えておりますが、議員がおっしゃるとおりこみせ通りの案内板につきましても、今回市役所のシステムサインのほか、駅前、こみせ通り、それらについても改修の予定でございます。そのほか、道路際にまた別に案内板を8基設けるつもりでございますので御理解くださるようお願いいたします。

次に、かわやの表示でございますが、誰が来てもわかりやすいような表示に今後努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 選挙管理委員会事務局長。

◎選挙管理委員会事務局長（山谷博文） 中田議員の御質問にお答えいたします。

まず65ページ総務費選挙費の選挙管理委員会のパートタイマーの賃金の減ということですね

ども、選挙管理委員会にはパートタイマー1名ということで対応しておりますけれども、その賃金減についての資料、手元にございませんで後ほどお示ししたいと思います。

それと投票所も暗いということでございませけれども、今現在投票所につきましても委員と皆様とどういうふうなかたちで、どういう場所がいいのかという形も検討してございます。以前質問があったとおりの車の駐車場がないとか、そういうもの含めて今後検討していきたいというふうに考えております。それを受けた上でまた回答したいと思います。

それと投票率が低いということでございませけれども、青森県そして黒石市も投票率今回下がりましたけれども、その原因とか対策につきましても、投票率が低いという状況はさまざまあると思っております。例えば支持する政党がないとか、候補者がいない。仕事や用事、選挙結果が予想できるような無投票、投票しても選挙影響がないなどと思っている方も多々あるようで、原因はいろいろあると思っております。今後の投票率向上のための方策として特に若い世代の投票率が非常に低い状況でありますので、県選管等が実施する各種出前講座やシンポジウムの参加へ積極的に呼びかけるとか、啓発ポスターコンクールなど継続していくということでございます。特に来年度からですね、参議院議員選挙では18歳以上が投票できるというふうに目指しておる中で小・中学校の学校の理解も必要でございませけれども、子供たちの選挙への意識ということの醸成を図るための出前講座を授業として実施することも検討も計画しているということでございます。

もう一つ先ほど委員長の御指名でありましたけれども、供託物の返還ということでございませけれども、今回異議が出されたことにより公職選挙法の施行令93条によりまして、その選挙及び当選の効力が確定した後に供託物の返還が請求できるというふうになっております。これについては県のほうにも確認しておりますけれども、選挙に係る争訟につきましても当初提起されたことの内容によっては選挙及び当選の効力に影響する範囲を初めから明確にすることは困難であるということで、提起された場合には当選証書の当事者はもちろん、それ以外の者も判決が確定するまでの間は請求することができないということになっておりますので、当選の効力が確定したのちに供託物は返還されるということになります。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 15番中田博文議員。

◎15番（中田博文） 今の答弁聞いておりましたですね、18歳から今度投票の権利が生まれるということでもありますけれども、18歳になった方々に投票、選挙の意識というものを植えつけるということではなくて、もっと高校生中学生という段階から選挙しなければいけない、国民の権利だということを啓蒙していかなければいけない、そのほうが先だと思いますけれども選管のほうではどのように思っているかということをお尋ねしたいと思います。

それとですね、答弁は答弁で今出てきていますけれども、本当に私たちでもですね決まっ

る投票所に行くのと狭い所にいて監視されてるようなじろじろ見られてるような感じで、行きたくないと思うのが先に立つというのが自分の行ってる投票所であります。これが市内全域どうのこうのということになるとちょっと知る由もありませんけども、他の自治体ということを考えてもっと投票率をアップということを考えていると思うのでありますので、しっかりとその点を考えながら今後の投票率アップに臨んでいただきたいと思いますけれども、今一度答弁をお願いいたします。

◎議長（北山一衛） 選挙管理委員会事務局長。

◎選挙管理委員会事務局長（山谷博文） まず選挙啓発ということで、少ない予算の中で私たちやっております。その中で名水協とか婦人会の方々の協力を仰ぎながら選挙啓発物品の配付、広報車での市内巡回による投票の呼びかけなど実施しております。若い方々の期日前投票所の立ち会人の常時公募ということもやっております。そして期日前投票、不在者投票の制度の周知や高齢者や目の不自由な方など障害者への対応可能な設備、備品の内容とかできるだけこちらで考えていきたいというふうにあります。常時啓発活動として成人式においてもありますけども、有権者向けの選挙の手引きの配付とかやっております。県のほうでも来年度に向けて、高校生に向けて選挙啓発ということも考えてございますので、それらも一緒に協力してやっていきたいと考えております。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 11番工藤和子議員。

◎11番（工藤和子） 67ページの3目の老人福祉費の中の老人福祉センターにお風呂がありまして、4月1日で今まで週2回運営されていた入浴が1回になったと、突然そういうふうな張り紙が出されて、中部の近辺の御老人の方たちは非常に憤慨しました。それであの時点で署名運動しなきゃだめだとかそういうこともありましたけれども、現在は落ち着いたのかどうかですね。それとですね、あのこと自体は2回のお風呂、老人たちにとってはすごい生きがいなんですよ。今黒石で健康長寿黒石を宣言している中において、精神的にもお年寄りのそういうのは非常にお年寄りのためにはなるんであって、ちょっと逆行してるのかなと思いつつ、今市民の声を私この議場で言いました。どうか、今どのような状態になってるのかですね、全てが財政のために、財政がかかるもので、ボイラー代2,000万円とか1回お風呂沸かせば1日3万5,000円から4万円かかると。全てお金でそういうことを切り捨てるのか、お金と体と心とどちらが大事なもののか、できれば私市長さんに今のこういう問題を長寿健康黒石とあわせてお伺いしたいです。

◎議長（北山一衛） 市長。

◎市長（高樋憲） 老人施設のお風呂の件につきましては、当初老人クラブの役員の方々と意見交換しまして、その際にも施設の老朽化等の話も出ておりました。しかし限られた財源の中で

いろんな要望等また改修等行うにしても、やはりなかなか財源が厳しいという現実もありました。

そこで今現在お風呂の利用している状況をちょっと見ますと、市老人センターのお風呂でありながらも市民全体で活用されているのかっていう部分が実態あったわけでありまして。そこで、私自身は黒石のこの財政厳しい中においての市政の根幹にしたいのは、公平な市政というものを大切にしたい。そういう部分で考えた際において、公平性を重視したときに今のこの老人センターのお風呂の対応が公平性が保たれてるのかっていう部分も私自身も若干疑問があったわけでありまして。そういう状況の中でボイラー等も古くなってきている寿命を伸ばさなければいけないと、いろんなものが重なり合いまして結果的にはじゃあまずは週2回を1回にしてみてもどうかということ、今回週1回にさせていただいたわけでありまして。

その後、利用状況等も今担当課のほうに調べていただいております。1日の利用者数の中においてまず風呂のない人、自分の家に風呂がない人は何人おられるのか。また自分の家に風呂あるんだけどもここ利用している人もある。また地域性でどういうエリアの方々が利用されてるのかとか、その辺もですね4月いっぱいかけていろいろ情報を整理させていただいております。この問題につきましてはですね、現在老人福祉センターは指定管理を行っていただいておりますもんですから、社協ともその辺の現状を十分踏まえつつも、まずは公平性を重んじた、またもう一つは老人の方々に安心して利用していただける環境というものも考えながらですね、今後検討していきたいというふうに思っております。

◎議長（北山一衛） 質疑する方をお願いいたします。挙手をしてから番号を言ってもらって質問に入るよう、指名されるようお願いしたいと思います。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 67ページですね、私も今の老人福祉センターのことなんですけれども、3月議会が終わった日かその次の日かに張り出されたんですね、4月の1日から2回を1回に。だから議会中にはちょっと察するとかいうのでできなくて、それから議会終わってからかなり不満の声を聞いたっていうのもそうなんです。それでいろいろと実態を調査しながら私3月31日付で市長に対して2回に戻すようにという要望書も提出させていただきました。

今の高齢者の方の家庭における実態っていうかな、例えばお風呂はあるんだけど早く寝るわけですから、食べて、でも一番先には入れない状態があると、家族の中でね。そうすると全部子供たちが孫たちが遅いのにそれ入ってからという、もう待つてられないということもあったり、例えば、高齢者が友達を家に呼んできていろいろしゃべったりすると、そうするとお嫁さんからあまりよく思われないと、だから老人センターに行って気軽ににおにぎりでも持って行って食べて、それがまたぼけ防止にもつながるしリフレッシュするといえますかね、ストレスを解消するというか、そういうふうな形になっていると。それにお風呂があるのでゆっく

り清潔にもしながらということで、それが減らされるということは、ますますまた高齢者のそういう楽しみの方が少なくなるということなんですね。ですから、市長は公平性って言いましてけれどもその公平性っていうのは難しいんですよ。例えばどこでもこういう市のお風呂がある老人センターみたいな保健センターの中にあったりとかありますね。でもそれはどっかの中に地域的につくれるわけじゃないから、そうすると確かに遠い人、巡回バスでも出すんであればいいですけども、そういうのも出してないけどどうしてもバイクや自転車や歩きで来れる距離、あるいはそれでも近くになれば上十川温泉ですか、あそこも閉めたのであっちからバスに乗って100円バスを利用しながらうまく来てるとか、そういうふうな形でなくさないで欲しいという状況もあるのでね、偏っていると言ってもそれはどこでも言えることなんです。そういう理屈をつければ、どこの自治体でも取り組んでいることが、でもそういうことではないというふうに思うのもう1回ちょっと市長からお聞きしたいと思います。

それからこのページの6目のところなんですけれども、臨時福祉給付金の給付事業なんですけれども、対象者が何人あって、給付を受けた人数がどれくらいあるのかお聞きいたします。それから、そのお知らせの方法としてどういうものやってきたか。相手が高齢なので、「広報に載せだね」って言うてもそれが理解できないこともあるので、それらどのように徹底したのかお聞きいたします。

それから69ページの3款民生費の生活保護費のところなんですけれども、4月1日からも基準が変更しまして3月中に変更通知を出しているわけなんですけれども、4月1日からどれくらいの方が減額に、金額まで出すのは難しいでしょうから、何人くらいの方が保護者受給の中で減額されたのかっていうことですね。それから4月から住宅扶助の部分が4月1日から変わります。これちょっと緩和されるんですけれども。それはいつ変更されたということ徹底するのかどうかお聞きしたいと思います。

70ページの11目の病院費のところ、これは病院事業会計に補助金を出しているということもあってお聞きしたいんですけれども、小児科の入院それからお産ですね、それが4月1日からですか、患者さんとかも含めて減少傾向になっているのかな、まだ1カ月ちょっとなのでね、それはあるんですけれども、去年の4月状況と比べてみてどうなのかと。なんか患者さんが減ってるんじゃないかというふうに聞かれることもあるのでお知らせ願いたいと思います。それから小児科の常勤の医師確保の現状というか状況は、あれから進展があるのかお知らせ願いたいと思います。以上です。

◎議長（北山一衛） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（奈良岡和保） まず老人センターのほうからいきますけども、先ほど市長も申しましたように、ある程度周知して3月5日付で毎戸に通知して周知を図って

いったわけなんです。また広報くろいし4月1日号に掲載してという形で一応周知して動いていたんですけども、やはり週1回ということからいろいろと最初は電話等苦情等がありました。こうしたことを受けて改めてそれぞれ利用者の利用実態、それから生活状況、入浴状況ですねどうしたものかというアンケートを取って、さらに利用者の意見を聞きながら、そうすればどうすればできるのかということをもまず第1に、例えば今現在1回100円で利用していただいているんですけども、少し値上げしても週2回を希望するのかということも踏まえて、あるいはもう一つ何かしらうまく事業ベースに乗せて、例えば老人センターでやっける各種健康教室の中に取り入れてできないかとか、そうしたことを考えながらなるべくいい方向で早く持っていきたいなと今現在検討しているところですので、御了承下さい。

次に、臨時福祉給付金、こちらのほうなんですけども、当初給付対象者1,100人ほど見込んでおりましたけども、実績で7,526人、これ1万円なんですけども。プラス5,000円加算する対象者が5,102人の対象に対して実際に受けた人が3,896人でした。実績としてですね。ですからこのため減額になったと。対象者の皆様には全員に個別に通知してございます。例えば入院しているか何かしらで不在だったり、あるいは住所は置いてるけれども別だどこさ行ったりとかですね、あるいは私はいいと、あえてそういう方もいらっしやっったんじゃないかというふうに思われております。

次に、生活保護の件なんですけども、減額の主な理由として全体的に医療費以外の扶助費が減、平成26年度525世帯644人で対前年比1世帯5人の減となっているという。ここ最近では生活保護の件数も150件から160件でひところよりも減少して、それに伴い保護に至るケースも微減しているような状況であるというようなことでございます。

ことしの4月から、現状ですね、生活保護の受給。530世帯650人というような数字でございます。もう1つ何かあったような気がしますけど、ちょっとここで1回座ります。

◎議長（北山一衛） 病院事務局長。

◎黒石病院事務局長（小林清一郎） 議員から小児科及び産婦人科の医師退職に伴う影響ということでお尋ねがございました。

4月当初は小児科及び婦人科両方とも外来患者がかなり落ち込んでおりましたが、その後徐々に持ち直してきております。今後とも当院の診療体制について市民の皆様にも広く周知して患者増に努めてまいりたいと考えてございます。

それから小児科医師のその後でございますが、現在のところ新たな応募はございません。今後とも弘前大学ほか全国に向けて小児科医師の確保に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

◎議長（北山一衛） 5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 老人センターのお風呂については皆さんもいい方法があるかどうかということ考えて始めているみたいなので、6月議会でまた整理して一般質問したいと思います。

それから臨時の福祉給付金なんですけれども、全員に通知したということで、それでももちろん拒否した人とかちゃんと意思を確認できない人とかっていうのもあったんだろうけども、例えば再度通知、電話連絡なりそういうことをしたのかどうかということですね。

それから高齢者のことですから、「あそごでももらったんだど」って、「わ、あの人よりも5歳も上だのにもらえねんだが」とかあるじゃないですか。世帯はあるのにいろいろ勘違いが。そういう形で聞きに来たわけですね、市役所に。そして市役所の皆さんの対応ということで、「私ちょっと泣いて帰ってきたじゃ」というおばあちゃんがいたので。それはその人は一緒に住んでいないんだけど息子さんの社会保険か何かに入ってるみたい、住んでるのは一人暮らしだと思って自分も対象になると思ってその人は行ったのね。そしたら、なぜ泣きたくなったかという、「そんなに欲しいんだば息子さんの所得証明みたいなのをもらってきへ」みたいな、「そんなに欲しいだば」という表現が非常に悔しくてというようなことなので、職員の、対象外の人でもまた来たりも当然するわけなので、そういうのの対応もですね、その人はそういう表現したんだけども、このとおりにしゃべってないかもわからないけどもそういうふうに感ずるような悔しくなるような会話ががあったんだということなので、そういうことちょっと気をつけてくださるように、これは福祉だけでなく窓口全体、市役所の対応というのがあると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎議長(北山一衛) 5番工藤禎子議員に申し上げます。

あくまでもこの場は質疑の場でありますので意見等をなるべく控えてもらい、そしてまた時間短縮に御協願ひたいと思います。以上であります。

健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長(奈良岡和保) 先ほどちょっと生活保護の住宅扶助についてちょっと漏れてました。4月からの基準改定について、現在536世帯650人ですが、ほとんどは下がっているというような状況でございます。

それと臨時福祉給付金の件ですけれども、なるだけ多くの皆様にせつかくの機会ですので一人でも多く支給したいというのは当然同じなんですけれども。できるだけ広報を使ったりPRをして、そして期間を延長して受け付けしてたんですけれども、こういう実績だったので。27年度も新たに別な給付金等がございますので、御指摘のような窓口対応も含めてなるだけ丁寧に対応してまいります。以上でございます。

◎議長(北山一衛) ここで先ほど中田議員に対しまして答弁漏れがありましたので、答弁をお願ひしたいと思います。選挙管理委員会事務局長。

◎選挙管理委員会事務局長（山谷博文） 先ほど中田議員のほうからですね選挙管理委員会費のパートタイマーの金額、33万5,000円の減ということの理由を聞かれてましたので、その内容をお答えいたします。

まず6月分につきましては県議会議員の補欠選挙がありました。その分6月分をそちらのほうから支出しております。また12月分として衆議院議員総選挙がありましたので、そちらから支出した関係上、委員会支出のほうは33万5,000円の減というふうになったということでございます。以上です。

◎議長（北山一衛） 13番工藤俊広議員。

◎13番（工藤俊広） 今回の老人福祉センターの件でありますけれども、私も地元でありますので、大変不平不満の声、私のところにもたくさん寄せられました。その第1点は拙速すぎるんじゃないのかという、その説明があまりにも唐突に感じられたという点であります。それと週1回のお風呂であんた大丈夫って逆に問われましたということで、私も市長の思いである税の公平の部分とかいろいろ訴えましたけれども、やはり値上げをしてでも継続して欲しいという声、それと、「中部だけだでばな」っていうところの話ですけども、だったら回遊バス流して市全域から利用者を募ればいいと、介護予防という観点からいってでも本当に認知になれるその前兆をどう回避していくかっていうことで、家にいる方をどう引き出していくのかと、その一つの手段にこのお風呂があるんですというそういった御意見もいただきました。

近いうちに結論を出したいというそういった今お話しでありますので、ぜひ暑くなる前にですねなんとかお願いしたいというふうに思います。ぜひ2回以上は、値上げするのに、その前段で値上げして回数減らされたとか、そういったものもあったもんですから、そういったことも勘案してこれからますます高齢者の時代があるわけですので、住みやすい高齢者に配慮できる、そういったところを勘案していただければありがたいと思います。以上です。

◎議長（北山一衛） 市長。

◎市長（高樋憲） 今回のこの問題だけでなくですね、私自身、黒石の一人暮らしの高齢の方々もそうなんですけども、高齢福祉問題で、今市民で一つみんなで考えなければいけないと思っておりますのは、負担の部分がですね、そもそも一人暮らしで身内もなんにもなくて、そして所得が限りある方の場合ですと私は当然行政がしっかりバックアップしてやらなければいけないというのは当たり前だと思っております。他方ですね、家族つうのはあるんですよ。ある方もおるわけですよ。そういう家族のある方の場合にはやはりその高齢者の方の負担っていうのは家族も考えなければいけななだと思っておりますよ。親があつて自分が現在今あるっていうそのことを私は大切にしていきたい。その辺を十分踏まえた上でですね、今回の老人センターのお風呂の場合は多方面からですね研究してそして私が先ほど工藤和子議員にも話しましたが、

まずは公平性というものを十分踏まえた上ですね、それで老人の方々が利用しやすい環境っ
ていうものを早い機会にですねしっかりしたものを確立して実行して行きたいというふうに今
現在考えております。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第14号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第18 報告第15号 処分第11号 平成26年度黒石市国民健康保険特別
会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第15号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第19 報告第16号 処分第12号 平成26年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第16号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第20 報告第17号 処分第13号 平成26年度黒石市観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
お諮りいたします。
本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、報告第17号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第21 報告第18号 処分第14号 平成26年度黒石市簡易水道特別会計
補正予算(第3号)についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、報告第18号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第22 報告第19号 処分第15号 平成26年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、報告第19号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第23 報告第20号 処分第16号 平成26年度黒石市水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
お諮りいたします。
本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、報告第20号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第24 報告第21号 処分第17号 平成26年度黒石市下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第21号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第25 報告第22号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第22号 権利の放棄についてを終わります。

◎議長（北山一衛） 日程第26 議案第54号 松の湯交流館条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。11番工藤和子議員。

◎11番（工藤和子） 松の湯の163ページの第7条、使用料の件についてですけれども、この使用料はですね、年間の維持費相当額から算出した使用料金だと説明しておりますけれども、この年間の維持管理費の内訳ですね、これをまずお知らせ下さい。例えば職員が何名あるとか、置くとか、水道・光熱費、除雪費全てだと思っておりますけれども、これからもって算出したのがこの使用料だと理解しておりますけれども、その内訳をお知らせください。

◎議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（工藤伸太郎） 松の湯交流館の使用料の算定基礎となる年間の維持費でございますけれども、804万720円で見込んでおります。内訳として、電気料が120万円、水道料が24万円、ガス代が60万円、合わせて200万円、これらにつきましては、松の湯交流館と同規模の公民館等を参考にしてございます。そのほか主にかかりますのは、館内の清掃業務の委託料が138万8,000円、人件費、これにつきましては、臨時職員2名分を見込んでおまして316万2,360円、職員3名分はお手伝いをいたしますけれども、職員のあくまでも公務につきましては、まちづくり活性化業務を主としておりますので交流館分についてはあくまでもお手伝いということで算出してございます。これら合わせまして804万720円となったわけでございます。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 11番工藤和子議員。

◎11番（工藤和子） 大体この入込数っていう目標は設定してありますか。どれぐらい人が来るようにという、そういう努力ですね。それからもう1点は、どういうふうなPRをこれからしていくのかお尋ねします。

◎議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（工藤伸太郎） 松の湯交流館の利用者数をどれくらい見込んでいるかということでございますけれども、こみせ通りや点在する地域資源の既存施設との相乗効果として1万4,000人を想定しております。これは7月からの見込みでございます。昨年長野県の小諸市を視察しておりますけれども、小諸市におきましてもまちづくりの同様の施設「ほんまち町屋館」が7月に完成し、利用者が約1万5,000人であったということでございますので、それを目標としたいと思っております。

それから松の湯交流館のPRについてでございますけれども、松の湯交流館の完成が6月の中旬ということでポスター及び松の湯レターが6月の中旬にまず完成する予定です。そのほか、道の駅公式マガジン「michi-co」への6月15日号に特集記事が掲載される予定でございます。それらも合わせまして、今観光案内板のほうにパンフレットが入るような形の案内板を作るといことも考えてございますので、それらも含め、また他市町村にもPRを進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） この松の湯交流館集いの蔵に関して御質問したいと思っております。

この松の湯交流館に関しては市民の皆様から本当に期待の声も高い反面、中にはどのように使われていくのかというのも非常に注目されていると感じております。

それでこの166ページにございます集いの蔵に関しての月の使用料、これ1日借りますと6,4

80円ということになってなっておりますけれども、1月につき5万4,000円という形で借りることもできると。ただその5万4,000円っていうのがこれは簡単に言いますと家賃みたいな感じにも私感じるんですけども、例えばここに飲食店とかそういったものが入ることができるのか、またそれによって集客数も変わってくるのではないかというふうに思っておりますけれども、またその飲食店が入るのであれば水道の設備等はあるのかその辺ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

◎議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（工藤伸太郎） 集いの蔵に関してでございますけれども、1カ月間の使用料につきましては近場の家賃をまず参考にして定めてございます。また、集いの蔵の出店に関してでございますけれども、これからの予定でございますが、6月中旬ころまでに出店の申し込みをしていただくということで予定しております。現場の説明会を7月の月上旬、それから申請書の受付が同じく7月の月上旬、その後審査会を経て決定通知を出す予定でございますけれども、電気・水道・電話料等は事業主別途に支払うということで今のところ決めてございます。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第27 議案第55号 黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第28 議案第56号 平成27年度黒石市姥懷霊園墓地特別会計補正予算
(第1号)を議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第29 議案第57号 平成27年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第30 議案第58号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登壇

◎市長(高樋憲) 議案第58号は監査委員の選任についてであります。黒石市監査委員のうち議員から選任する監査委員の任期満了に伴いまして、後任の監査委員として次の者を選任したいので地方自治法第196条第1項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字赤坂字野崎14番地1

氏 名 大久保 朝 泰

生年月日 昭和41年9月29日

略歴は、別紙に記載のとおりであります。

降 壇

◎議長（北山一衛） 地方自治法第117条の規定により、大久保朝泰議員の退席を求めます。
(大久保朝泰議員退席)

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

監査委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

大久保朝泰議員の入場を求めます。

(大久保朝泰議員入場)

◎議長（北山一衛） 日程第31 議員提出議案第2号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第32 黒石市議会改革推進特別委員会設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会改革を総合的かつ計画的に推進するため、委員会条例第6条第1項の規定により、委員6名をもって構成する黒石市議会改革推進特別委員会を設置し、これに一つ、議会改革の推進を付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、委員6名をもって構成する黒石市議会改革推進特別委員会を設置し、審査することに決しました。

ただいま設置されました黒石市議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、工藤和行議員、大溝雅昭議員、北山一衛議員、後藤秀憲議員、福士幸雄議員、中田博文議員の以上6人を指名いたします。

◎議長（北山一衛） 日程第33 黒石市議会だより編集特別委員会設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

市民に対する広報広聴活動充実のため、委員会条例第6条第1項の規定により、委員6名をもって構成する黒石市議会だより編集特別委員会を設置し、これに一つ、黒石市議会だよりの編集・発行を付託のうえ、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、委員6名をもって構成する黒石市議会だより編集特別委員会を設置し、審査することに決しました。

ただいま設置されました黒石市議会だより編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、三上廣大議員、今大介議員、大久保朝泰議員、工藤俊広議員、佐々木隆議員、工藤和子議員の以上6人を指名いたします。

◎議長（北山一衛） この際、各特別委員会において正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

午後 3時18分 休 憩

午後 3時38分 開 議

◎議長（北山一衛） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各特別委員会において正副委員長が互選されましたので、報告いたします。

黒石市議会改革推進特別委員会委員長 工藤和行議員、副委員長 大溝雅昭議員。

黒石市議会だより編集特別委員会委員長 工藤俊広議員、副委員長 大久保朝泰議員。

以上であります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

先ほど、各特別委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。

この際、各特別委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議長（北山一衛） 各特別委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件については、各特別委員会委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎議長（北山一衛） 以上で、今期臨時会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成27年第1回黒石市議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時40分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年5月19日

黒石市議会臨時議長 村上隆昭

黒石市議会議長 北山一衛

黒石市議会議員 三上廣大

黒石市議会議員 村上隆昭